

令和8年度 奄美市 AI 活用マーケティング人材育成業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、令和8年度 奄美市 AI 活用マーケティング人材育成業務委託の契約候補者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

令和8年度 奄美市 AI 活用マーケティング人材育成業務委託(以下「本業務」という。)

(2) 業務の内容

別紙1「令和8年度 奄美市 AI 活用マーケティング人材育成業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、講習会の企画・運営、受講者の募集・申込受付・問い合わせ対応・参加者管理、伴走支援、効果測定及び事業報告等に係る業務を行う。

(3) 契約期間

契約締結日～令和9年3月 15 日(月)

(4) 提案上限額

委託料上限額 1, 500千円(消費税及び地方消費税を含む。)※予定価格を示すものではない。

3. スケジュール

本業務に係るスケジュールは次のとおりである。なお、スケジュールを変更する場合は、奄美市公式ホームページに掲載するとともに、既に参加申込みを行った者に対しては電子メールにより通知する。

公募開始	令和8年8月 24 日(月)
質問票受付期間	令和8年8月 24 日(月)から8月 28 日(金)17 時まで
質問回答	令和8年9月4日(金)まで
参加申込書・企画提案書等提出期限	令和8年9月 16 日(水)17 時まで(必着)
選定審査	令和8年9月下旬
選定結果通知	令和8年 10 月初旬

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 本実施要領の公表日から契約締結日までの間、本市から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 本業務と同種又は類似の業務実績を有すること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 奄美市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成 28 年 9 月 1 日告示第 107 号)第 3 条に規定する法人等でないこと。

5. 参加申込み

(1) 参加申込みの受付

ア 提出書類

① 参加申込書【様式1】

② 企画提案書(任意様式、A4判縦横自由、20 ページ以内)

企画提案書の記載に当たっては、次の各項目の記述を必須とする。

- ・本業務の実施方針及び全体スケジュール
- ・講座カリキュラム(5回以上の構成、主な実習内容、使用を想定する AI・デジタルツール及び受講者が作成する成果物)
- ・定員 20 名を想定した受講者募集・受付・参加者管理の方法、フォローアップ及び効果測定の方法
- ・講師を含む業務実施体制、類似業務実績

③ 提案見積書(任意様式)

本業務に係る見積総額を記載し、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

④ 見積内訳書(任意様式)

講師謝金、旅費、広報費、教材作成費、受講者募集・受付等に係る経費その他本業務の実施に必要な経費について、その内訳が分かるよう記載すること。

⑤ 事業者概要【様式2】

⑥ 本業務に関連する活動実績【様式 3】

⑦ 国税及び地方税に滞納がないことを証明する書類(発行後6か月以内のもの。写し可。)

イ 提出部数

企画提案書、提案見積書、見積内訳書、事業者概要【様式2】及び本業務に関連する活動実績【様式3】は、正本1部、副本4部の計5部とする。

参加申込書【様式1】及び納税証明書等の証明書類は各1部とする。

ウ 提出期限

令和8年9月 16 日(水)17 時必着

エ 提出先

「13. 担当部署」に提出すること。

オ 提出方法

直接持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、記録の残る送付方法(簡易書留等)で提出すること。

6. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 提出書類

質問票【様式4】

イ 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。

※電子メール送信後、必ず電話にて受信の確認をすること。

ウ 受付期限

令和8年8月 28 日(金)17 時(必着)

エ 提出先:「13. 担当部署」に提出すること。

(2) 回答方法

提出された質問及び回答は、質問者を特定できる情報を除き、令和 8 年 9 月 4 日(金)までに奄美市公式ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答内容は、本実施要領及び仕様書を補完するものとする。

7. 選定方法

- (1) 選定委員会における書類審査及び面接審査(オンラインを含む。以下同じ。)により選定する。
- (2) 面接審査は、企画提案者が企画提案書を用いて説明(15 分程度)を行った後、質疑応答(10 分程度)を行うものとする。
- (3) 面接審査は令和8年9月下旬に実施予定とし、日時等は別途通知する。

8. 審査・評価の考え方

本業務委託に係る企画提案の選定に当たっては、次の評価項目ごとに各配点により採点する。

(1) 企画内容(配点 60 点)

本業務の目的及び仕様書を適切に理解し、マーケティングの基礎と生成 AI 等の実践的活用を組み合わせたカリキュラム、実習、90 日アクションプラン、受講者募集・受付、伴走支援及び効果測定等について、具体的かつ効果的な提案となっているか。

(2) 業務実施能力(配点 30 点)

デジタルマーケティング及び生成 AI の業務活用に関する知識又は経験を有する講師の配置、類似業務実績、定員 20 名の実習運営及びフォローアップに必要な実施体制並びに業務スケジュールが適切であるか。

(3) 収支計画(配点 10 点)

提案内容に見合った適切かつ妥当な経費配分であり、提案上限額の範囲内で実施可能であるか。

(4) 契約候補者の選定

ア 各選定委員の評価点を集計し、その平均点が最も高い提案者を第1位契約候補者として選定する。

ただし、平均点が 60 点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

イ 提案者が1者の場合であっても審査を実施し、各選定委員の評価点の平均点が 60 点以上の場合に限り、契約候補者として選定する。

ウ 平均点が同点の場合は、「企画内容」に係る各選定委員の評価点の平均点が高い提案者を上位とする。

なお、「企画内容」の平均点も同点の場合は、「業務実施能力」に係る各選定委員の評価点の平均点が高い提案者を上位とし、それでも同点の場合は、選定委員会の協議により順位を決定する。

9. 参加の辞退

参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式 5】を提出すること。

10. 失格事項

企画提案書等を提出した参加者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) 提案見積書の金額が「2(4)提案上限額」を超過した場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (7) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

11. 契約候補者との協議及び契約

- (1) 第1位契約候補者との契約に当たっては、選定された提案内容を基に細部について市と協議し、「2(4)提案上限額」の範囲内で業務内容及び契約金額を決定する。
- (2) 第1位契約候補者との協議が整わない場合又は契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合は、次順位者を契約候補者として、その者と協議を行うことができる。
- (3) 協議が整った場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号及び奄美市契約規則の規定に基づき、随意契約を締結するものとする。

12. その他留意事項

- (1) 企画提案書等の提出をもって、本実施要領、仕様書その他本プロポーザルに係る資料の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 市が審査又は確認のため必要と認める場合は、参加者に対し、追加資料の提出又は提出書類の内容について説明を求めることがある。
- (3) 提出期限後の提出書類の追加、再提出、記載内容の修正又は変更は認めない。
ただし、前号の規定により市が追加資料の提出等を求めた場合は、この限りでない。
- (4) 企画提案書等、本プロポーザルに係るすべての提出書類は返却しない。
- (5) 提出された書類について、奄美市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例の規定に基づき、全部又は一部を開示する場合がある。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

13. 担当部署

奄美市商工政策課しごと政策係

〒894-8555

鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

電話:0997-52-1111 内線5305

E-mail:work@city.amami.lg.jp